

AG-Link 利用規定

第1条（定義）

本規定において使用する用語を以下の通り定義します。

①弊社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいいます。

②AG-Link

弊社が提供し、主として代理店および、募集人が使用する情報システムを利用したサービスの呼称です。

③代理店

弊社と募集代理店委託契約を締結し、保険業務に従事するものをいいます。

④管理者

代理店におけるAG-Linkの管理者をいいます。

⑤利用者

管理者およびAG-Linkの利用を管理者から許可された者をいいます。

⑥代理店ID

管理者が主に募集人IDを発行する際に、使用するIDをいいます。

⑦募集人ID

利用者が、自身の募集および取り扱い契約のみを参照するためにAG-Linkを利用する際に、使用するIDをいいます。

第2条（提供の目的）

AG-Linkは、代理店の保険業務の円滑な遂行およびそれを補助・支援するために弊社が代理店に提供するものです。

第3条（利用資格）

1. 代理店は、弊社と募集代理店委託契約を締結することにより、AG-Linkの利用資格を得ることができます。
2. 利用資格を得た代理店は、本規定等に合意することで、AG-Linkを利用することができます。

第4条（利用範囲）

利用者は、AG-Linkにより提供された情報を自らの保険業務の遂行に必要な範囲に限り利用することができます。

第5条（利用可能日・利用可能時間）

1. 利用可能日、利用可能時間については、弊社所定の日時とします。

2. 弊社は、利用可能日・利用可能時間の変更やサービスの休止を行う場合には、事前にAG-Link上等で掲示します。

第6条（情報セキュリティ上の安全対策）

1. 利用者は、善良な管理者の注意を以てAG-Linkの適正な利用に努めるほか、以下の情報セキュリティ上の安全対策を行わなければなりません。
2. 利用者は、不正アクセスおよびAG-Linkから入手した情報（契約情報等の個人情報、個人データ、その他一切の情報を含みます。以下同様とします。）の漏えい・滅失・き損を防止するため、AG-Linkを利用する端末等をAG-Link以外のネットワークと接続する場合、当該端末等の情報セキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じなければなりません。また、必要に応じて弊社が指定する措置を講じなければなりません。
3. 利用者は、AG-Linkから入手した情報について、漏えい・滅失・き損を防止するための適切な管理を行わなければなりません。また、AG-Linkから入手した情報を廃棄する場合は、文書は裁断破棄または焼却、電磁的な情報は完全に消去するなど、漏えい・滅失・き損を防止するための適切な措置を行わなければなりません。
4. 利用者は、AG-Linkを利用する端末等の盗難・紛失等を防止するため、適切な管理を行わなければなりません。
5. 利用者は、AG-Linkを利用する端末等において、情報漏えいにつながるおそれがあるファイル交換ソフト、ファイル共有ソフトなどをインストールならびに利用してはなりません。
6. 利用者は、情報の漏えい・滅失・き損など、情報セキュリティ管理上、支障が生じた場合、またそのおそれが生じた場合には、直ちに、弊社に報告しなければなりません。

第7条（ウイルス対策）

1. 代理店および利用者は、コンピュータウイルス感染を防止するため、ウイルスチェックソフトおよび駆除ソフトを自らAG-Linkを利用する端末等に導入し最新の状態に保った上で、自らの責任で定期的にウイルスの感染状況の検査を行わなくてはなりません。
2. 代理店は、AG-Linkを利用する端末等やネットワークがコンピュータウイルスに感染した場合、またはそのおそれが生じた場合には、弊社に対して直ちに必要な情報を直ちに報告し、AG-Linkの利用を中止しなければなりません。

第8条（データの適正管理・譲渡禁止）

1. 利用者は、AG-Linkから入手した情報を、善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、自己の保険業務の遂行に必要な範囲に限り利用することができます。
2. 利用者は、AG-Linkから入手した情報を、第三者に譲渡、開示、または漏えいしてはならず、もしくは利用させてはなりません。

第9条（IDおよびパスワード）

1. 利用者は、IDおよびパスワードを第三者に譲渡、開示、または漏えいしてはならず、もしくは利用させてはなりません。
2. 利用者は、IDおよびパスワードを善良な管理者の注意をもって利用・管理しなければなりません。また、パスワードは、定期的に変更すること等により管理に努めなければなりません。
3. 利用者は、パスワードが第三者の知るところとなった場合、または、そのおそれがある場合には直ちに管理者に連絡し、自ら新たなパスワードの設定を行わなければなりません。
4. IDおよびパスワードが登録されたものと一致して利用された場合は、利用者による利用があったものとみなし、それにより代理店、利用者、弊社または第三者に損害が生じた場合、その責任は代理店が負うものとします。

第10条（管理者の設置と役割）

1. AG-Linkを利用するにあたっては、代理店は、管理者を設置しなければなりません。弊社は、管理者に対し、代理店IDを発行しますので、募集人IDの発行、パスワード再発行等を管理者が行わなければなりません。なお、代理店IDは管理者のみ利用するものとし、管理者以外の者が利用してはなりません。
2. 募集人IDの発行にあたっては、管理者は、ID管理表を作成すること等により、利用者を管理しなければなりません。
3. セキュリティ確保のため、管理者は、利用者一人毎に募集人IDを発行しなければならず、利用者は募集人IDの共同利用をしてはなりません。
4. 募集人ID付与にあたっては、管理者は、利用者を特定・限定できるよう業務上必要な者のみに限定し、利用者の職務変更や退職等により利用しなくなった募集人IDについては、直ちに無効化しなければなりません。

第11条（禁止事項）

利用者は、AG-Link上で以下の行為をしてはなりません。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪行為および犯罪に結びつく行為
- ③ 他の利用者または第三者の著作権や工業所有権を侵害する行為
- ④ 他の利用者または第三者の財産権、プライバシー等を侵害する行為
- ⑤ その他、法令等に反する行為
- ⑥ 他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為
- ⑦ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- ⑧ AG-Linkの運営を妨げ、あるいは弊社またはAG-Linkのシステム運用会社の信頼をき損するような行為

第12条（利用履歴、利用環境の情報の収集・記録・利用）

1. 弊社は不正アクセスの防止、システム管理、トラブル対応、AG-Linkの利用促進や発展のために、利用履歴や利用環境の情報を収集・記録し、利用することがあります。
2. 前項において対象となる情報は、AG-Link利用に関するもののみであり、AG-Link利用に無関係な情報は含みません。

第13条（利用資格の解除・終了・喪失）

1. 代理店または利用者が本規定に違反した場合、弊社は何らの通知・催告をすることなくAG-Linkの利用または提供を終了させることができます。
2. 代理店は、弊社との募集代理店委託契約が終了した場合、自動的にAG-Linkの利用資格を失います。管理者および利用者は直ちにAG-Linkの利用を停止するとともに、管理者は代理店IDの利用を終了する旨の報告を弊社に行わなければなりません。
3. 弊社は、発行してから一定期間アクセスがなかった募集人IDについて、通知することなくAG-Linkの利用および提供を終了させることができます。
4. 代理店および利用者は、AG-Linkの利用資格を失った後も、AG-Linkから入手した情報を第三者に譲渡、開示、または漏えいしてはならず、もしくは利用させてはなりません。

第14条（情報の消去・返却）

代理店は、AG-Linkの利用を終了したとき、または利用資格を失ったときは、AG-Linkの利用を直ちに中止し、利用中にAG-Linkから入手した情報を消去、もしくは弊社に返却しなければなりません。

第15条（提供機能の変更・廃止）

弊社は、代理店への事前通知なくしてAG-Linkで提供する機能を追加、変更、廃止することができます。

第16条（運営時のトラブルの対応）

1. AG-Linkの利用に際してトラブルが発生した場合、代理店および弊社は直ちにその事実を相手方に連絡し、トラブル解決に向けて相互に協力するものとします。
2. 弊社は、トラブルの原因究明・解決を図るために必要と判断した場合は、代理店に通知することなく、一時的にAG-Linkの各機能の提供を中断することができます。

第17条（損害賠償）

代理店のAG-Linkの利用に起因して弊社が損害を被った場合、弊社は代理店に対して損害賠償を請求できます。

第18条（責任制限条項）

1. 弊社は、コンピュータ、通信機器、回線等のAG-Linkに関するトラブル等で代理店または第三者
が損害を被った場合、その原因が弊社の故意または重大な過失に因るものでない限り、一切の
責任を負わないものとします。
2. 弊社の負う責任は、請求原因の如何にかかわらず、現実には生じた通常の直接損害に対するもの
に限るものとします。

第19条（規定の変更）

1. 弊社は代理店への事前通知なくして本規定を変更することができます。その場合、弊社は変更後
の規定をAG-Linkに掲示します。
2. 代理店は、AG-Linkに掲示された変更後の規定に拘束されるものとします。

第20条（裁判管轄）

代理店と弊社の間にはAG-Linkの利用に関し訴訟の必要が生じた場合、弊社の本店所在地を管轄す
る裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（規定外条項）

1. 本規定に定めのない事項は、日本国の法令に拠ることとします。
2. 本規定の解釈に疑義が生じたときは、代理店、弊社ともに誠意をもって協議し、円満解決を図る
ものとします。

以上

平成24年 1月 20日制定

平成26年 10月 1日改定

東京海上日動あんしん生命保険株式会社